災害時の物資備蓄等に関する基本方針

1 方針の趣旨・目的

「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」(以下、「防災基本条例」という。) に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県内で災害が発生した場合に必要となる物資の備蓄等について、各主体(県民・市町・県)の役割や目標とする具体的な数値等を示し、基本的な方向性を示すものとして必要な事項を定めるものである。

2 被害想定

被害想定は、備蓄量算定の基礎となるべきものであり、最大規模を想定することで 当該規模を下回る災害(風水害等含む)の場合にも備蓄物資を融通し合うことで対応 できるため、過去に県内の災害に対して算出された被害想定の中で最も大きな被害が 見込まれている「雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震」(H18.3地震 等防災アセスメントより)の被害予測による最大避難者数とする。

短期避難者数 = 159,974人

短期避難者数の定義:地震後に避難所で寝起きする者の最大数

長期避難者数 = 53,511人

長期避難者数の定義:全壊・焼失により仮設住宅を必要とする者

3 備蓄の基本的な考え方(備蓄者による備蓄割合等)

【基本的な姿勢】

災害時の備蓄は、国の防災基本計画や防災基本条例などの「自らの安全は自らで守る」という「自助」の理念に基づき、県民自らが災害に備え備蓄を行うことを基本とする。

県及び市町は、県民が自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、県民による備蓄を補完するため発災初期において生命維持や 生活に最低限必要な物資について備蓄するものとする。

なお、備蓄の目標数量については、上記2の被害想定の連動地震では、各市町で被害に差が生じるが、地震・風水害などの災害はどの地域でも起こりうるものであり、特定の市町の被害が大きい災害時でも他市町から備蓄物資を融通し合う体制とするため全市町一律の割合で目標数量を算出するものとする。

また、各市町の被害想定に応じて人口の5%を超える分についても備蓄に努める。

【県民・市町・県の役割及び目標数量の考え方】

県 民:国の防災基本計画で住民による3日分の備蓄が推進されていることから、 県民自らが3日分以上の備蓄に努める。

市 町:被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者3日分を目標に備蓄(流通備蓄を含む)に努める。(下記算定式参照)

県 : 市町の備蓄又は調達する物資の補完分として全市町備蓄目標数量の10% 分を目標に備蓄(流通備蓄を含む)する。

〔市町の備蓄量算定式〕

自らの備蓄品を持ち出すことができない避難者 = 全壊等被害者

全壊等被害者推定人数 = 53,511 人 $\div 65\%$ 1 = 82,324 人

1 アセスでの長期避難者数は、住家の全壊等被害者の 65%で算出しているため、全壊 等被害者の全人数算出のため割戻しする。

82,324 人÷1,495,963 人(県内総人口 アセス報告時の数値) = 5.5% <u>5.0%</u>

備蓄目標量:人口×5%×3日分

4 具体的な備蓄目標品目及び数量

行政における備蓄は、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な物資を共通備蓄品とし、下記の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

また、共通備蓄品以外の品目は、各行政の地域性などを考慮し、必要な物資を備蓄するものとする。

- a. 要配慮者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。
- b. 原則として、長期間保存可能なものとする。
- ア.食料:発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要 な主食系の食料を中心に備蓄する。また、高齢者やアレルギー疾患へも 配慮し、なるべく汎用性の高いものを選定する。

(アルファ化米、缶詰パン、レトルトおかゆ、粉ミルクなど)

- イ.飲料水:飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完や発災直後用としてペットボトルの飲料水を備蓄する。
- ウ、毛布:防寒対策や避難所での敷物としても利用できる毛布を備蓄する。
- 工. 衛生用品:日常生活に欠かせない簡易トイレ、生理用品、紙おむつ(大人用・ 子供用)などを備蓄する。

[品目ごとの1人あたり3日分の具体的数量例]

アルファ化米、缶詰パン、粉ミルクなどの主食:1日2食×3日分 = <u>6食分</u>

ミネラルウォーター:1日3リットル×3日分 = 9リットル

毛布:1枚

簡易トイレ:1日5回分×3日分 = 15回分

生理用品:1日4個×3日分 = 12個

紙おむつ(乳幼児用): $1 \ominus 5$ 枚 $\times 3$ 日分 = 15 枚 紙おむつ(大人用): $1 \ominus 5$ 枚 $\times 3$ 日分 = 15 枚

【参考】共通備蓄品以外の備蓄が望ましい品目一覧・・・別紙1

5 備蓄の形態及び事業者との協定

行政における備蓄は、備蓄形態の特性を踏まえ、品目ごとに現物備蓄及び流通備蓄 を組み合わせてより適した備蓄方法により備蓄する。

また、流通備蓄については、災害時に的確かつ迅速に事業者からの物資の供給が行われるよう、平時より事業者等との協定締結に努めるものとする。

なお、県及び各市町の協定締結状況について、情報共有することとする。

また、流通備蓄協定締結の際は、協定先の保管場所や供給可能な物資の数量について把握に努める。

現物備蓄とする物資:生命維持や生活に最低限必要なもので発災当初の混乱時に必要なれる。

要とされる量

例:長期保存食、長期保存可能な衛生用品(生理用品、紙お

むつ等)

流通備蓄とする物資:使用期限が短い等により現物備蓄に向かないもの、大量に必

要となるものなど県・市町で全量を現物備蓄することが困難

なもの。

例:消費期限の短い食品、事業者に常にある程度の在庫が見

込まれるもの(飲料水等)

6 備蓄場所

備蓄倉庫は、耐震基準を満たしている建物とし、津波浸水や土砂災害などの被害を受けない立地とする。また、リスクの分散化のため複数箇所への分散備蓄を原則とする。

なお、災害時に迅速な供給をするため、物流ネットワーク等に配慮した場所であることが望ましい。

7 保管・管理方法

雨漏りや虫食い、劣化などによる使用不能品がないか、定期的に中身の確認を行うこととする。(年1回程度)

食品等で明確な使用期限があるものは、期限の管理を計画的に行い、円滑な更新ができるよう配慮する。特に、使用期限が1年を切ったもの等については防災訓練で使用するなど有効活用に努め、できる限り廃棄処分とならないようにする。

8 備蓄物資の輸送

物資の輸送は様々な交通手段を活用し、より迅速かつ円滑に実施するよう努める。 例:災害時の緊急輸送協定に基づくトラック協会への依頼、県所有船舶・ヘリの利 用、自衛隊への応援要請、内航海運事業者への協力依頼 等

9 その他

【他市町への供給】

この方針に基づく県及び市町の備蓄品は、災害対策基本法や防災基本条例の規定に基づき、県または他市町より供給要請があった場合は、特別な理由がない限り、速やかに応じることとする。

【備蓄計画の策定】

県及び各市町においては、この方針を踏まえ個別の備蓄計画の策定に努めることとする。

【備蓄状況の公表】

県及び各市町のこの方針に基づいた備蓄状況について、年1回公表することとする。

【目標達成年度】

この方針に基づく備蓄については、可能な限り早く目標備蓄量を達成するよう努める。

【事業者の備蓄】

事業者においても、不特定多数の者を受け入れる施設での滞在者や帰宅困難従業員の分などを念頭に必要と想定される量の物資備蓄の検討を促す。

平成26年3月31日策定

備蓄しておくことが望ましい物資(備蓄目標品目除く)

分類	品目例
食料品	副食類(缶詰、スープ、レトルトパック)
寝具等	タオルケット、寝袋
被服·履物	ジャージ上下、↑シャツ、トレーナー、下着、サンダル
衛生用品	タオル、洗面用具(歯磨き用品、石鹸、ドライシャンプー)、ティッシュ
炊事用具	やかん、鍋、包丁、食器類
防災用品	ブルーシート、懐中電灯、乾電池、バケツ

避難所に備蓄しておくことが望ましい物資

~~ ^ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	世紀///	
分類	品目例	
寝具等	段ボール簡易ベッド、畳、マット、カーペット、布団、間仕切り用パーティション	
冷暖房機器	扇風機、ストーブ	
炊事用具	やかん、鍋、カセットコンロ、ボンベ、哺乳瓶	
衛生設備	簡易シャワー、仮設風呂	
情報機器	テレビ、ラジオ	
防災用品	ブルーシート、ロープ、懐中電灯、発電機、投光器	
医療品	救急箱、マスク、血圧計、体温計、手指消毒液	

特に福祉避難所に備蓄しておくことが望ましい物資

分類	品目例	
介護用品	車椅子、歩行器、ストーマ用装具	
衛生用品	洋式ポータブルトイレ	

参考資料: 大規模災害における応急救助の指針(厚生労働省H25.9.18改正) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府H25.8) 他県指針等 < 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府H25.8)抜粋 >

4避難所における備蓄等

(1)食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておくこと。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファー米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

仮設トイレを備蓄しておくこと。なお、バリアフリーに対応したトイレも備蓄しておく こと。

高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。

避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄しておくことが望ましいこと。 発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電 機及び衛星電話が避難所には設置されていることが望ましいこと。なお、通信手段の確保 において、無線機や避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであ ること。避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。

マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと。なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、燃料の備蓄について、必要十分な量を備蓄しておくことが望ましいこと。ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄に当たっては同法との関係に留意する必要があること。

その他生活必需品等の品目については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示的に示した生活必需品を備蓄しておくことが望ましいこと。

- ア タオルケット、毛布、布団等の寝具
- イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
- カ 茶碗、皿、箸等の食器